

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
大阪府相談支援従事者研修
補講規程

研修の一部を遅刻・早退等により未受講となった場合において、当法人がやむを得ない理由であると判断し、かつ所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者に対し、未受講の科目について補講を行うことができる。但し、補講実施日は当法人が指定する日とする。

1. 遅刻・早退等について

- ① 各科目10分以上の遅刻・早退等があった場合は未受講とする。
- ② 受講中10分以上の離席についても同様の扱いとする。

2. 科目数等の考え方について

- ① 各講義科目については1科目と数える。但し、120分を超える講義については2科目と数える。また、演習については、2日間で5科目と数える。
- ② 初任者研修5日課程において、演習は2日間で行うため、どちらか1日でも遅刻・早退等があった場合は、演習2日間と講義「演習のまとめ」の補講が必要となる。

3. 補講手続きについて

- ① 遅刻・早退等が、やむを得ない理由（他の日に振り替えることが困難）である場合については、受講者が下記のア並びにイの書類を提出し、補講の実施を求めることができる。なお、ア・イを補完する書類（ウ）の提出を求める場合がある。
 - ア 補講申出書
 - イ 補講理由書（研修申し込み時の推薦法人または事業所代表者によるもの）
 - ウ やむを得ない理由を証明する第三者の証明書等
- ② 補講手続きの期限は、通常の研修修了日より10日以内とする。
- ③ 上記書類等の提出がなく、やむを得ない理由がないと判断した場合は、補講を行わない。

4. 補講の方法について

- ① 講義科目については、当法人の定めた補講方法により、履修したものとみなす。
- ② 初任者研修5日課程の演習については、当法人が定めた演習日程当日にやむを得ない事情により欠席した場合、当該研修の演習日程内において対応可能な場合のみ、補講を行うものとする。但し、全科目の2分の1相当を上回り受講した者であっても、演習最終日までに演習の受講が行えなかった者に対しては、当法人では補

講は行わず、当法人が発行した修了状況証明書をもって、他の実施機関で補講を受講することができる。

- ③ 現任研修の演習については、当法人で補講が行えないことから、「修了状況証明書」を発行し、本研修の翌年度末までに実施される研修（大阪府下の実施機関）で補講の申し込みができることとする。但し、当該年度が現任研修の受講最終年度である場合は、この限りではない。

5. 補講の料金について

- ① 当法人所定の補講料を徴収する。
- ② 補講の料金は、当法人が指定した期日までに銀行口座に振り込むこととする。なお、現金での取り扱いは一切しない。
- ③ 一度振り込みのあった補講の料金については、いかなる理由があっても返金しないこととする。

6. 修了状況証明書の発行について

当法人がやむを得ない理由であると判断し、かつ所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者のうち、当法人での補講が行えなかった者については、当法人が「修了状況証明書」を発行し、本研修の翌年度末までに実施される研修（大阪府下の実施機関）で補講の申し込みができることとする。

附則

この規程は、平成28年9月26日から施行する。